

第12回 雲仙市景観審議会議事録

日 時 令和7年7月1日(火) 14時00分～15時20分
場 所 雲仙市役所本庁本館 3階 会議室1・2・3

第12回 雲仙市景観審議会議事録

1. 開催日時：令和7年7月1日（火）14時00分～15時20分

2. 開催場所：雲仙市役所本庁本館 3階 会議室1・2・3

3. 議題

(1) 雲仙市景観計画事業について

①景観絵画コンクール

②雲仙ふるさと景観百選フォトコンテスト

4. 出席委員（9名）

中村靖人、寺田満茂、永岡藤仁、山口ちぐさ、山崎富士子、鮫島和夫、松本敏子、橋本昌徳、日比野晃裕

5. 議事内容

以下のとおり

【1. 開会】

(事務局)

定刻前ではございますが、皆様お揃いになりましたので、ただいまより第12回雲仙市景観審議会を開会いたします。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。

【2. 部長挨拶】

(事務局)

建設部長 峰添 恒彦が、ご挨拶申し上げます。

— 建設部長挨拶 —

【3. 議事】

(事務局)

それでは、議事に移ります。

議事につきましては、中村会長に進行をお願いいたします。

(会 長)

まず始めに、第12回雲仙市景観審議会の成立について確認いたします。

本日の出席者について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

本日の出席者は、委員12名のうち、9名の出席であり、審議会の成立要件は、委員総数12名の半数以上の出席であります。

よって、雲仙市景観条例施行規則第5条第5項の規定により、本審議会が成立することを報告いたします。

(会 長)

次に、議事録の作成についてお諮りしたいと思います。

会議の次第を資料として保存しておくため、議事録を作成し、会長及び議事録署名人1名が署名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

なお、議事録署名人につきましては、原則、委員名簿の順番による会長の指名とさせていただきます。

それでは、議事録を作成することとし、議事録署名人として、今回は、山口委員をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(山口委員了承)

それでは、議事に移ります。

議事1「雲仙市景観計画事業について」①景観絵画コンクールについて、事務局より説明をお願いいたします。

— 事務局説明 —

ただいま事務局より説明がありましたが、景観絵画コンクールにつきまして、今年度の応募方法や実施に向けて、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(委員)

応募方法についてですが、応募先に提出のこととなっておりますが、もっと具体的に書いたほうがわかりやすいのではと思います。もう一つ、チラシについては、何部くらい印刷されますか。

(事務局)

チラシにつきましては、雲仙市の全児童数分、約1,900部印刷をしまして、各小学校に全校児童分の枚数をお配りいたします。

応募の受付方法につきましては、まず募集を各学校にお願いをするときに、取りまとめも各学校にお願いをしております。その後、各総合支所または、本庁にご持参いただくようにしております。連絡がありましたら、こちらから取りに伺うようにしております。学校ごとに取りまとめて応募していただくようにしております。

(委員)

学校は、皆さん知ってらっしゃるのですね。

(事務局)

そうですね。こちらの事業は毎年行わせていただいておりますので、学校にはご了解いただいております。

(委員)

はい。ありがとうございます。

(会長)

他にありませんか。他になれば、次に、②雲仙ふるさと景観百選フォトコンテストについて、事務局より説明をお願いします。

— 事務局説明 —

ただいま事務局より説明がありましたが、実施要領（案）などについて意見を求めたいと思います。何かございませんでしょうか。

(委 員)

フォトコンテストは、絵画コンクールのように20周年を入れないのは、何か理由があるのでしょうか。

(事務局)

先ほどの絵画コンクールを20周年記念事業の一環として実施させていただくことにつきましては、20周年事業関係の取りまとめを、政策企画課が行っております。そちらで、子ども達に絵を描かせてはどうかという案が出たため、例年、監理課がこの絵画コンクールを行っている関係で、一緒に実施したほうが、それぞれで実施するよりも効率が良いという点と、内容を充実させることが出来るのではないかとこのことで、記念事業の一環とさせていただいております。

フォトコンテストにつきましては、10年間で100箇所の景観を選ぶという事業として、今年度が9年目となりますので、こちらにつきましては、内容を変更せずに、今までどおり実施させていただくことで、20周年記念事業とは別枠で実施させていただこうと考えております。

(委 員)

はい、ありがとうございました。

(会 長)

今説明がありましたように、今年が9年目で来年10年目に100箇所の選定が終わるという意味合いのある事業という説明がありました。ありがとうございます。他に何かありますか。

(委 員)

9ページの応募要件ですが、1人3点まで応募可能となっておりますが、複数の写真を1つの投稿に掲載した場合は、1枚目の写真を応募作品とみなすとなっております、これは応募者が混乱しませんか。

(事務局)

過去2年間の応募状況では、実際に1回の投稿で複数枚送られてくる場合と、1枚ずつ送られてくる場合がございます。その際、3点以上ある場合は、最初の3点

を選ばせていただき、また同じ応募者の方から別投稿があった場合は、そちらの投稿から1点を選ばせていただくというようにしておりました。最終的に応募回数が多かった場合については、応募者の方に連絡させていただき、3点の選定をお願いさせていただく方法をとっております。

(委員)

わかりました。ここは、ちょっと修正をしていただいたほうが。

(事務局)

そうですね。1人3点までのところと、複数の写真のところについて、ここはわかりやすいように表記の仕方を変えさせていただきます。ありがとうございます。

(会長)

他にありませんか。昨年、応募数の多い、特に小浜などは、その地域だけでの審査をした覚えがありますが、今回の予定としてはいかがでしょうか。

(事務局)

そこは実際に募集をしてみないとわからないところではあるかと思いますが、応募状況をみながら、地域によって応募数が大きな偏りがある場合、昨年や一昨年同様、一次審査という形で、ある程度応募作品を絞らせていただき、その後に二次審査という形で全体審査を実施できればと考えております。ここはどうしても応募状況次第ではございますので、今の時点でどういう形で行いたいということをお示しできません。また、11ページをご覧いただければと思いますが、9のところに過去の受賞作品状況を載せさせていただいております。ご存じのとおり、雲仙市は、7町が合併してできた市でございますが、旧町単位で見たときに、それぞれ数の偏りが出ている状況でございます。特に愛野町につきましては、昨年度ようやく1点が選ばれたというところで、まだ現時点で、80点の内1点というところがございます。逆に、小浜町につきましては、34点と大きく数の差が出ている状況でございます。こういったところもございまして、昨年、一昨年は小浜が大変応募が多かった関係で、一次審査で絞らせていただき、二次審査で、他の少ない町が、出来るだけ受賞できるチャンスを増やすという形で審査を実施させていただいている状況でございます。

(会長)

せっかく雲仙ふるさと景観百選としているので、愛野町が1点、もう少し増えれば良いと思いますが、少ない地域の応募をする人がいないという点では、しょうがないことかと思っております。少しでも応募が増えてくれれば良いのですが。小浜町だけ先に審査を行ったのは、昨年だけでしたか。

(事務局)

昨年度は、小浜町のみを一次審査させていただいておりますが、一昨年度は、小浜町と南串山町の応募が多かったとのことから、2町について、一次審査で絞る作業を行わせていただいております。

(委員)

もう少し、何をもって残したいのかというところで、市外から来た人には、雲仙市の良いと感じる景観が、地元の人には見慣れた景観であり、なかなかその良さに気づかないということが多くあると思います。史跡や地元の謂れのあるものなど、そういう一言を入れたらどうか。

(委員)

北部が少ない。北部にも魅力的なものは多くあると思います。

(委員)

美しいものや、綺麗なもの、例えば、夕焼けのような綺麗なものに頭がいつている。私は愛野町在住ですが、愛野も古墳や、ジャガイモ畑がある。それから、私も応募してもらおうようアピールをしようと思います。同じ人が受賞されているので、また違う人が応募することで、そういう視点がひらけると思います。

(委員)

神代は雲仙市ですか。

(事務局)

雲仙市です。

(委員)

神代には、多くあるじゃないですか。

(事務局)

そうですね。神代小路の伝統的建造物群保存地区もございませぬので。逆に、有名なところが出てこない傾向があります。やはり応募される方も、逆に掘り起こそうというところで、人が撮らないようなところを探してくるというところで、実際、私たちが一般的に見かけるようなところが、出てこない傾向がございませぬ。

(委員)

良いところは多くあるのに出てこない。もっと日常を掘り起こすような文言を入

れてみてはどうか。

(事務局)

13ページにポスターの案を載せさせていただいておりますが、以前、同様のご意見をいただきまして、写真に重ねて文字を入れておりますが、雲仙市には歴史ある町並み、伝統芸能や地域の祭り、昔ながらの習慣や慣習、日常生活など多くの魅力的な景観があるという表記をさせていただいておりますが、なかなか文字までは読まれないのかなというところではあります。また、先ほどの地域の偏りがあるというところも、ポスターやホームページだけではなく、昨年、一昨年から、Instagramを活用させていただいている関係で、Instagramのほうには、現在の各町の受賞状況なども、概要欄に載せさせていただき、少ない町の応募をお待ちしておりますというのは、記載させていただいておりますが、なかなか伸びないというところがございますので、私たちも、他に応募が伸びるようなアピールの仕方がないのかというところは考えております。

(委員)

愛野町のあの雄大な北海道を彷彿とさせる長崎とは思えないような景観。また、瑞穂町のトウモロコシ畑の農家の方や、県内有数の古墳もあるところなので、空中撮影をした鳥瞰図のようなものでもあれば、そういうことが得意な人に依頼するなど。

(委員)

千々石の石積みとかすごいところがあるじゃないですか。段々畑とか。あれはすごいと思います。私が応募者だったらそれを応募します。

(会長)

来年度は、最後になるので、地域限定でやってはダメなのではないでしょうか。受賞件数の多いところを除き、国見、瑞穂、吾妻、愛野、それに南串山くらいに限定をして、この百選の締めくくりとして、少しでも少ないところを揃えていくような方法をとってはどうかと思います。皆さんいかがですか。

(委員)

ポスターに文字が入っているとのことですが、なかなか目に入らない。残したい景観がここにあるという文字をずらして、説明文を少し大きくして白抜きのほうが目に入りやすいと思います。

(委員)

景観の写真というものが、イメージが付きにくい。例えば景観を違う言葉にかえ

てみては。景観を景色と皆さん思われている。ポスターの背景の写真が美しい風景なので、こういうものと思われている方が多い。写真はそのままで、景観を違う言葉に変えてみるとか。そうすれば、撮る場所も変わってくると思います。風景以外もあったほうが多彩で良いとも思います。

(委員)

令和5年度の受賞作品のような、人がメインの写真を入れてみてはどうか。

(事務局)

そうですね。ここ数年、ポスターでは写真を1枚だけ使っているので、方法の一つとして、1枚だけではなく、風景の写真があったり、お祭りの写真があったり、ジャンルの違うところからの過去の受賞作品から選んで、載せるなど、そういった方法も考えさせていただきます。

インスタグラムに関しては、不定期ではありますが、景色だけではないところを出せないかと考えてはおりますが、写真として応募してくる方は、綺麗なものを撮る傾向にあるので、募集しているほうの意図と難しいところではありますが、出来るだけ、ポスターの写真を複数載せるなど、先ほど鮫島委員からご提案のあった文字を変えて強調できるようにといったところを検討させていただきたいと思えます。フォトコンテストにつきましては、まだ10月スタートなので、まだ期間があるので、場合によっては、委員の皆様が大きく変わるところがあれば、メールや郵送などで見ていただき、ご意見をいただく等出来るかと思えますので、ここは少し事務局で検討させていただければと思います。

(委員)

百選というところで、まんべんなくという意図はあるのですよね。応募作品を見ると、定番どころの作品が全然ない。ミヤマキリシマもないし、今時期のヤマボウシもないですし、雲仙温泉街の綺麗な街並みもないですし、なかなか誘導しないと百選が、こういう定番どころの景観が抜けたままになる。だからといって、解決策を提示できるわけではありませんが。

(委員)

そこは、審査をするほうが、審査をする際に調整すれば良いだけではないですか。

(委員)

審査したいのですが、これまでそのような作品がなかなか出てこない。まず出してもらおう。

(会 長)

このポスターの中に風景だけではなく、まず元々の出発として、四季ごとの様々な行事があるのだなど、最近の作品では、相撲の作品などを入れて、この地域に行ってみたいなど。そういうものがフォトコンテストのポスターの中に風景だけじゃなくて、2点くらい入れていただいたほうが、今の風景の写真だけよりは良いと思う。風景の作品は、今まで数多く応募が来ているから。

(事務局)

ご意見をお伺いしたいのですが、旧7町のそういう写真でも良いという周知をさせていただいて、瑞穂、吾妻、愛野あたりの色々な写真を出してもらおう手法として、今の方法をとるという考え方でよろしいでしょうか。会長がおっしゃったように7町の良いところを挙げてもらうところで、わかりやすいようにと、今のポスターの改変をして取り組んで良いのかという。7町がある程度一緒のように写真があったほうが良いのかなと理解して良いか、その辺はいかがでしょうか。

(会 長)

出した人の写真を審査するという事ですから、なかなか偏る。出す人が偏っているというのもあるのだと思う。もうあと2回で終わりですからね。

(委 員)

その地域だけ特定して出してくださいっていうのはダメなのではないでしょうか。

(事務局)

景観百選というところで、先ほど皆さんから出ていますように、特定ではないですが、ピンポイントで狙い撃ちのような募集が出来ないのかというところですが、私達も考えさせていただいた中で、広報の担当部署と話をし、雲仙市景観百選という募集をしている中で、あまりそういう表現は難しいのではないかとアドバイスがございまして、私達も先ほどお話をさせていただきましたように、過去の受賞状況の数字を載せさせていただいて、少ない地域の応募をお待ちしておりますというような表記で、出来るだけ増えるような募集をかけさせていただいておりますが、現実として、そこまで伸びていないというところがございます。そのような中でも、応募数が増えれば、少ない場所も増えてくるということもございまして、先ほどのポスターの作り方やInstagramの活用をしながら、景色だけではなく、それ以外のところもアピール出来ればと考えておりますが、今ここでこういった方法はどのようでしょうかとお示し出来ませんが、事務局のほうで、もう少し考えさせていただいて、お示めし出来ればと思います。

(委 員)

参考になるかはわかりませんが、教育委員会の講座がありますよね。そういう講座で、例えば愛野町を見つめなおしてみようのような形で、写真撮影をする講座を1回やってみるとかですね。写真の欲しい地域で開催してみるのはいかがでしょうかと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(委 員)

すごく良いと思ったのですが、長崎県で景観アドバイザーの派遣という制度がありまして、そういう人材がいますので活用していただければと思います。

(会 長)

皆様のご意見等も多く出ましたのでこの辺で、フォトコンテストの審議については、以上で締め切りたいと思います。

審議については以上となります。

次に、次第3 その他でございます。皆様から、その他何かございませんでしょうか。

(委 員)

景観百選の、まとめの段取りを、今年終わった後くらいに決めていっても良いかと思いますが。

(委 員)

私は吾妻町の人に、どんどん撮って出すようお願いしようと思います。
吾妻の良いところを撮ってくださいと。

(委 員)

私は、絵を教えています、夏休みに千々石に行くんですよ。愛野の人にも広告をしようと思います。

(委 員)

国見町は、写真が少ない。国見町の多比良の温泉神社のところでは、馬ねりというものがありまして、そういうのをアピールしていきたい。

(委 員)

審査の方法について、お願いしたいことがあります。前年度に、決まった段階で、

他の作品と被っているので落選ということがあったのですが、それであれば、他に入れる作品があったのと思うことができました。そういうところは、事前に事務局のほうでやっていただけないかなと。

(事務局)

昨年度は、115点応募があつているのですが、それを全て審査対象にするのではなく、最初から事務局で対象外を除外した分で審査をとのことですか。

(委員)

去年、最終審査までいったのに、そこにきて落ちた方がいらっしやつたので、最初から事務局が外していただけたら。

(事務局)

審査をするときに資料としてお配りしている、過去の類似作品というところの番号と一緒に載せさせていただいています。私達も、応募いただいた作品を、審査委員の皆様に見せないまま除外するというのが、難しい。審査委員の皆様に見ていただき、この作品は、過去の受賞作品の何番と何番に類似しておりますというものを示させていただいた中で、そこを除外するかどうかを、審査の中で判断していただければとのこと、今まで全ての作品を出させていただいておりました。もし、事前に絞るといふことであれば、可能ではありますが、せっかく応募いただいているので、一度見ていただいたほうが良いと考えております。

(委員)

ここが似ていますマークみたいなものがあると良いかなと。

(事務局)

昨年は、応募作品115点をナンバリングして、ファイルにして、過去の類似作品を載せてお配りしました。それでも色々なところを見ないといけないので、混乱するのかなとは思いますが。

(委員)

フォトコンテストは、雲仙市のラインでも案内はしていますか。

(事務局)

今は、インスタグラムで案内を行っておりますが、ラインでは案内を行っておりません。

(委 員)

結構、雲仙市のラインの案内等は来るので活用したほうが良いと思います。また、どこまでできるかわからないですが、応募対象者が、雲仙市民に限らないとのことですので、他の半島2市に協力してもらって案内するのも良いかもしれないですね。

(事務局)

ありがとうございます。

(会 長)

他にご意見等ないようでしたら、本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

議事進行にご協力を賜り、誠にありがとうございました。

【5. 閉会】

(事務局)

中村会長、ありがとうございました。

本日は、委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただき、本年度の景観計画事業につきまして、ご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日、皆様からいただきましたご意見を参考に、本年度事業を実施させていただきますとともに、来年度事業に反映させていきたいと思っておりますので、引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程をすべて終了いたします。

長時間にわたり、お疲れ様でした。本日はどうもありがとうございました。

以上